

25 老朽化した水道・下水道施設の更新や耐震化の推進

市民生活や事業活動を支えるライフラインとしての機能を安定的に維持し，災害発生時にも機能不全に陥らないよう，安定的かつ長期的に水道・下水道施設の老朽化対策及び耐震化を推進していくため，次のとおり求めます。

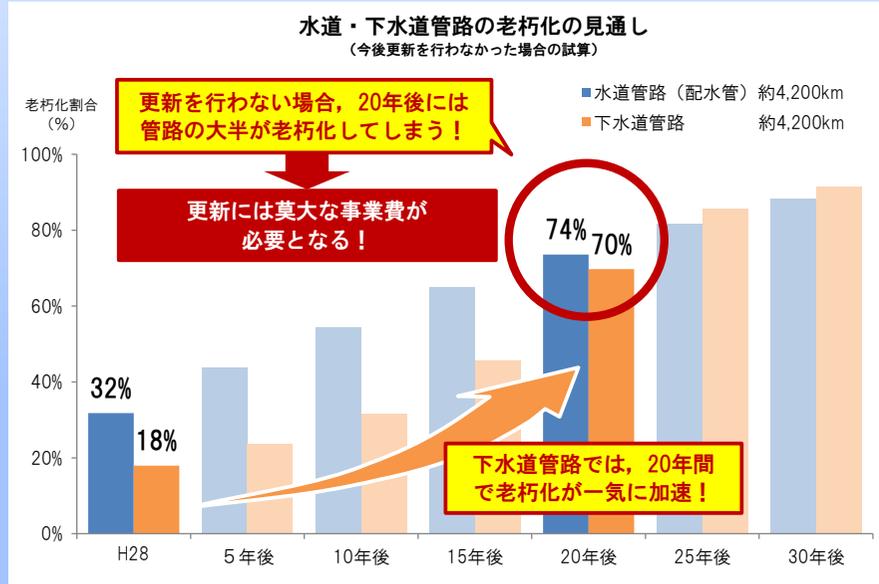
提案・要望事項

- (1) 下水道事業に係る現行の国庫補助制度の堅持・拡充
- (2) 水道施設の老朽化対策，及び耐震性向上に対する，国の財政支援制度における採択基準の拡充と国費率の引上げ
- (3) 老朽化した旧簡易水道施設更新のための国庫補助制度の創設
- (4) 高金利建設企業債の借換制度の創設（3%以上での借換実施）

（総務省，厚生労働省，国土交通省）

本市の現状

- **老朽化した水道・下水道施設の増大**による大規模更新の時期が到来（20年後には管路の大半が老朽化！）
- 地震等の災害発生時に水道・下水道の機能喪失が社会に与える影響の大きさが再認識されており、**災害に強い水道・下水道の構築が急務**



老朽化した水道・下水道施設の計画的な改築更新が必要！
(改築更新には莫大な事業費が必要であり、国の財政支援が不可欠)

下水道事業に係る現行の国庫補助制度を取り巻く動向

財政制度等審議会（財務大臣の諮問機関）における指摘（H29）

- 下水道事業については、水道事業に比べて、国費による補助が大きいなど、必ずしも**受益者負担の原則と整合的なもの**になっていない。
- 汚水事業に係る改築費用については、原則、**使用料で賄うことを目指すべき**であり、国費支援は、下水道の公共的役割・性格を勘案し、地域の特性等に配慮しつつ、未普及の解消と雨水対策に重点化すべき。

この指摘に対しては・・・

- 下水道は、**公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全等、極めて公共性が高い役割**を担っている（公共性の観点から利用が義務付けられるインフラ）。
- 水質汚濁防止法では、国の責務として、地方公共団体が実施する生活排水対策に対し、財政上の援助に努めなければならないと明確に示されており、現行の国庫補助は、新設・改築ともに国が義務的に支出する負担金として整理されている。

<本市の下水道事業に係る国庫補助の状況>

(単位 億円)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
公共下水道建設事業	179.2	182.7	179.1	179.1	180.0
国庫補助内示額	44.9	41.6	44.6	37.9	36.0
(うち汚水事業の改築)	22.7	25.3	25.8	22.5	21.4

※公共下水道建設事業の数値は予算値。

要望

安定的なライフラインの維持及び災害対策のために…

- ① 市民生活や社会経済活動を守り、安定的に公衆衛生や公共用水域の水質を保全するため、**下水道事業における現行の国庫補助制度の堅持・拡充**が必要！
- ② **水道施設の老朽化対策及び耐震性向上に対する国の財政支援制度における採択基準の拡充及び国費率の引上げ**が必要！
- ③ 簡易水道事業の上水道事業への事業統合後においても健全な経営を維持するために、**旧簡易水道の施設更新に対する国庫補助制度の創設**が必要！
- ④ 財政負担の軽減を図るには、**高金利建設企業債の借換制度の創設（金利3%以上での借換実施）**が必要！

実現すれば、利子負担が約17億円軽減！